

第107号議案

豊川市児童発達相談センター条例の一部改正について

豊川市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例

豊川市児童発達相談センター条例（令和2年豊川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>豊川市児童発達支援センター条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、<u>豊川市児童発達支援センター</u>（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）</u>第43条に規定する<u>児童発達支援センターを豊川市白鳥町兎足1番地の5に設置する。</u> (事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>。(1) <u>児童発達支援（法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）</u>に関すること。</p> <p>。(2) <u>保育所等訪問支援（法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）</u>に関すること。</p> <p>。(3)～(6) (略) (対象者)</p>	<p><u>豊川市児童発達相談センター条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、<u>豊川市児童発達相談センター</u>（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 <u>心身の発達に支援が必要な児童の福祉の向上を図るため、センターを豊川市御津町広石枋ヶ坪88番地</u> _____に設置する。 (事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>。(1) <u>児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）</u>第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>。(2)～(5) (略) (対象者)</p>

第5条 センターが行う事業について便宜の供与を受けることができる者は、豊川市に住所を有する者であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) (略)

(2) 保育所等訪問支援に関する事業 法第21条の5の5第2項に規定する通所給付決定に係る障害児

(3)～(5) (略)

(6) 前条第6号に掲げる事業 市長が適当と認める者

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを_____変更することができる。

(1) 児童発達支援に関する事業 午前8時30分から午後3時まで

(2) (略)

(便宜の供与の承諾)

第8条 センターにおいて児童発達支援又は保育所等訪問支援を受けようとする障害児の保護者及び障害児相談支援又は計画相談支援を受けようとする者は、市長の承諾を得なければならない。その承諾を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(使用料)

第12条 (略)

(食事の提供に要する費用等の徴収)

第13条 市長は、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち利用者に負担させることが適當と認められる費用について、その実費に相当する額を徴収するものとする。

(使用料等の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認める者については、使用料又は前条に定める実費に相当する額（以下「使用料等」という。）を減免することができる。

第5条 センターが行う事業について便宜の供与を受けることができる者は、豊川市に住所を有する者であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) (略)

(2)～(4) (略)

(5) 前条第5号に掲げる事業 市長が適当と認める者

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 児童発達支援に関する事業 午前9時から午後3時30分まで

(2) (略)

(便宜の供与の承諾)

第8条 センターにおいて児童発達支援_____を受けようとする障害児の保護者及び障害児相談支援又は計画相談支援を受けようとする者は、市長の承諾を得なければならない。その承諾を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(使用料)

第12条 (略)

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認める者については、使用料_____を減免することができる。

(使用料等の還付)	(使用料の還付)
<u>第15条</u> 既納の <u>使用料等</u> は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、その全部又は一部を還付することができる。	<u>第14条</u> 既納の <u>使用料</u> は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、その全部又は一部を還付することができる。
(損害賠償)	(損害賠償)
<u>第16条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第17条</u> (略)	<u>第16条</u> (略)

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月27日から施行する。
- 2 保育所等訪問支援に関する便宜の供与の承諾及び不承諾、承諾の取消し、使用料の減免並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても第8条、第9条、第11条第1項及び第13条の規定の例により行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、豊川市総合保健センター（仮称）の供用開始を踏まえ、同施設内に豊川市児童発達相談センターを豊川市児童発達支援センターとして設置するに当たり、事業に保育所等訪問支援を加え、食事の提供に要する費用等の徴収等に係る措置を講じ、併せて利用時間等を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。